

資料 2

清涼飲料水の規格基準を改正することに係る食品健康影響評価について（農薬関係）、第 6 回農薬専門調査会以後追加された資料

1. 平成 16 年 4 月 9 日付け食品健康影響評価に係る追加資料の提出依頼について（回答）（厚生労働省提出資料）・・・別添 1
2. 平成 16 年 10 月 29 日付け食品健康影響評価について（クロルピリホス）（厚生労働省提出資料）・・・別添 2
3. 平成 16 年 11 月 30 日付け食品健康影響評価について（アゾキシストロビン）（厚生労働省提出資料）・・・別添 3
4. 平成 16 年 12 月 14 日付け食品健康影響評価の審議に必要な情報の提供依頼について（回答）（環境省提出資料）・・・別添 4

別添 1

○厚生労働省提出資料

別添

食品健康影響評価に関する追加資料

資料 16：薬事・食品衛生審議会評価資料（追加）

資料 17：Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) 評価資料（追加）

資料 18：米国 EPA 評価資料（追加）

資料 19：その他評価資料（追加）

資料 20：残留農薬基準の設定において参照した一日許容摂取量（ADI）

薬事・食品衛生審議会評価資料（追加）

1. シアナジン (平成12年部会報告)
2. MCPA (平成9年部会報告)
3. メトラクロル (平成9年部会報告)

注：「部会報告」とは、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会（平成13年1月以前は食品衛生調査会）毒性・残留農薬合同部会報告を示す。

Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR)

評価資料 (追加)

1. Chlorothalonil (JMPR1992)
2. 2,4-Dichlorophenoxyacetic acid (2,4-D) (JMPR1996)
3. Trichlorfon (JMPR1978, JECFA2000)
4. Flutolanil (JMPR2002)
5. Carbaryl (JMPR2001)
6. Procymidone (JMPR1989)
7. Etofenprox (JMPR1993)
8. Fenthion (JMPR1995)
9. Glyphosate (JMPR1986)
10. Malathion (JMPR1997)
11. Methomyl (JMPR2001)
12. Propiconazole (JMPR1987)
13. Pyriproxyfen (JMPR1999)
14. Aldicarb (JMPR1992)
15. Aldrin and Dieldrin (JMPR1977)
16. Chlordane (JMPR1986)
17. 1,2-Dibromoethane (JMPR1994 (EHC177))
18. Endrin (JMPR1970)
19. Hexachlorobenzene (JMPR1978)
20. Lindane (JMPR1997, 2002)
21. Methoxychlor (JMPR1977)
22. 2,4,5-T (JMPR1981)
23. DDT (JMPR2000)

米国 EPA 評価資料（追加）

1. Pendimethalin	1
2. Alachlor	1 2
3. Metolachlor	2 4

注：米国Federal Registerに掲載された残留農薬基準設定・改正関連資料

その他評価資料（追加）

1. Trifluralin	1
2. MCPA	12

注: Intergrated Risk Information System(IRIS)は、様々な化学物質の環境経由の暴露の結果により引き起こされる人への健康影響に関するデータベースである。

残留農薬基準の設定において参照した一日許容摂取量 (ADI)

農薬名	最終告示改正	ADI (mg/kg/day)
ダイアジノン	昭和 5 0 年	0.002
フェニトロチオン (MEP)	平成 4 年	0.005
ジクロルボス (DDVP)	平成 5 年	0.0033
アセフェート	平成 5 年	0.03
イソフェンホス	平成 7 年	0.0005
イプロジオン	平成 6 年	0.12
キャプタン	昭和 5 0 年	0.125
トリクロホスメチル	平成 7 年	0.064
エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	平成 4 年	0.0025
ジメトエート	昭和 5 3 年	0.02
フェントエート (PAP)	昭和 4 8 年	0.0015
アルジカルブ	平成 4 年	0.001
アルドリン/ディルドリン	昭和 5 0 年	0.0001
エンドリン	昭和 5 0 年	0.0002
2,4,5-T	平成 6 年	設定不能
DDT	昭和 5 0 年	0.005

注) 上記の農薬については、ADI 以外の資料（無毒性量 (NOAEL)、安全係数の数値や設定根拠資料等の関係資料）は確認できなかった。



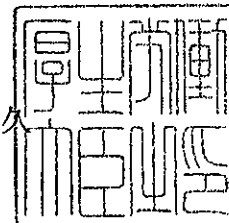
別添 2

厚生労働省発食安第 1029002 号
平成 16 年 10 月 29 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロルピリホス





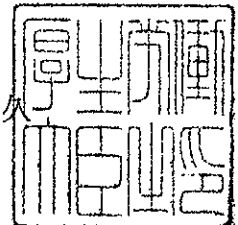
別添 3

厚生労働省発食安第 1130001 号
平成 16 年 11 月 30 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



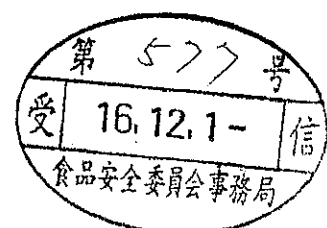
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

アゾキシストロビン



別添 4

○環境省提出資料
(別紙)

農薬名	最新の残留農薬安全性評価委員会のADI
アシュラム	0.072
アトラジン	0.004
エンドスルファン(エンドスルフェート、ベンゾエピン)	0.0057
ジウロン(DCMU)	0.00625
ジクロルプロップ	0.022
ジクワット	0.0019
シマジン(CAT)	0.0013
チウラム	0.0084
チオジカルブ	0.03
チオフアネートメチル	0.12
ブプロフェジン	0.009
プロピザミド	0.019
ベノミル	0.016
メタラキシル	0.019
メチダチオン(DMTP)	0.0015